

令和元年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、天城町の令和元年度決算に基づく健全化判断比率を公表します。

＜健全化判断比率＞

（単位：％）

指 標	令和元年度	平成30年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	15.00	20.00
連結実質赤字比率	—	—	20.00	30.00
実質公債費比率	7.8	8.9	25.00	35.00
将来負担比率	23.4	29.6	350.00	

※ 黒字により、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されないため、「—」を記載。

実 質 赤 字 比 率 … 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。

連結実質赤字比率 … 全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率。

実 質 公 債 費 比 率 … 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

将 来 負 担 比 率 … 地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、天城町の令和元年度決算に基づく資金不足比率を公表します。

＜資金不足比率＞

（単位：％）

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計（法非適用）	—	20.0

※ 黒字により、資金不足比率が算定されないため、「—」を記載。なお、「法非適用」とは公営企業法の全部又は一部の適用のない事業を言います。

資 金 不 足 比 率 … 公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

経 営 健 全 化 基 準 … 地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値。